

会計上の引当基準の変更を受けた自己資本規制上の取扱い に関するバーゼル委員会の当面の措置

小立 敬

■ 要 約 ■

1. バーゼル委員会は2017年3月、会計上の引当基準の変更を受けて、自己資本規制上の引当金の取扱いに係る規則文書を公表した。国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）が発生損失に基づく引当基準から予想信用損失（ECL）に基づく引当基準に変更することが背景にある。ECLの導入によって、IFRS第9号や米国会計基準（US-GAAP）を適用する金融機関の自己資本比率に少なからぬ影響が生じる可能性がある。
2. 自己資本規制上の引当金の取扱いについては、バーゼル委員会は2016年10月に、①抜本的な検討を行うディスカッション・ペーパーと、②当面の間の措置を提案する市中協議文書を公表している。今般の規則文書は、市中協議文書で議論された当面の措置について規則を規定するものである。一方、自己資本規制上の引当金の取扱いに関する抜本的な検討については、今後、バーゼル委員会において議論が行われることになる。
3. 規則文書が定める当面の措置は、現行の取扱いを維持するとともに、自己資本比率への影響を軽減するために経過措置を導入するものであり、経過措置は引当基準が変更になる銀行にのみ適用されることになる。したがって、規則文書の適用対象は、IFRSやUS-GAAPを適用する金融機関に限られ、日本の会計基準および金融検査マニュアルに基づいて引当金を計上する金融機関は対象にはならない。
4. もっとも、発生損失に基づく引当金はトゥー・リトル、トゥー・レイト（too little, too late）であるという金融危機の教訓を踏まえて、2009年のピッツバーグ・サミットにおいては、フォワードルッキングな引当金を導入することについて、G20首脳の間で合意が図られた。G20サミットにおけるこうした合意がIASBやFASBによるECLの導入につながっている。したがって、日本についても、将来的には日本の会計基準もしくは金融検査マニュアルの改訂によって、金融機関の引当基準としてECLアプローチが導入される可能性を念頭に置く必要があるのかもしれない。

I. 規則文書の公表

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2017年3月29日、「自己資本規制上の引当金の取扱い——当面の措置および経過措置」と題する規則文書を公表した¹。バーゼル委員会は2016年10月に自己資本規制上の引当金の取扱いについて、①抜本的な検討を行うディスカッション・ペーパーと、②当面の間（interim period）の措置を提案する市中協議文書を公表している²。今般の規則文書は、市中協議文書で議論された当面の措置について規則を定めるものである。

バーゼル委員会が自己資本規制上の引当金の取扱いについて議論を行う背景としては、国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）が、発生損失（incurred loss）に基づく引当基準から予想信用損失（expected credit loss; ECL）に基づく引当基準に変更することである。金融危機の際、発生損失に基づく引当金は損失を吸収することができずにトゥー・リトル、トゥー・レイト（too little, too late）であることが認識された。その結果、2009年9月に開催されたピッツバーグ・サミットでは、フォワードルッキングな引当金を導入することについてG20首脳の合意が得られた。G20サミットの合意がIASBやFASBによるECLアプローチの導入につながっている。

IASBは2014年7月にIFRS第9号「金融商品」を公表し、2018年1月1日からECLに基づく引当基準の適用を開始する。一方、FASBもECLに基づく現在予想信用損失（current expected credit loss; CECL）という新たな引当基準を2016年6月に策定しており、2020年1月1日から上場する銀行を皮切りに適用を始める（2019年からの早期適用も可）。そこで、バーゼル委員会としては今後、自己資本規制上の引当金の取扱いに係るディスカッション・ペーパーの議論を踏まえてより抜本的な検討を行うことになるが³、IASBやFASBによるECLアプローチの適用時期が迫る中、当面の措置について規則を定めたものである。

日本の金融機関は一般に、日本の会計基準の下、金融検査マニュアルの償却・引当基準を踏まえて貸倒引当金を計上している。現時点では、日本の会計基準にECLアプローチが採用されたり、金融検査マニュアルにおいてECLアプローチを導入するような検討が行われているわけではない。今般の規則文書が規定する当面の間の経過措置（transitional arrangement）が適用されるのは、IFRSおよびFASB基準（US-GAAP）を採用する金融機関に限られており、日本では現在、自己資本規制が適用される金融機関のうちIFRSを採用しているところはない⁴。

¹ BCBS, “Regulatory treatment of accounting provisions – interim approach and transitional arrangements,” Standards, March 2017 (<https://www.bis.org/bcbs/publ/d401.pdf>).

² ディスカッション・ペーパーについては、BCBS, “Regulatory treatment of accounting provisions,” Discussion paper, October 2016、市中協議文書については、BCBS, “Regulatory treatment of accounting provisions – interim approach and transitional arrangements,” Consultative document, October 2016を参照。

³ 長期的な政策オプションの検討に関しては、前掲脚注2のディスカッション・ペーパーを参照。

⁴ 日本取引所グループ「IFRS適用済・適用決定会社一覧」（2017年3月31日更新）（<http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html>）を参照。なお、野村ホールディングスは、US-GAAPに基づいて自己資本比率を計測している。

これに対して、IFRS や US-GAAP を適用する海外の金融機関については、ECL アプローチの導入によって自己資本比率に少なからぬ影響が生じる可能性がある。欧州銀行監督機構（EBA）は、IFRS 第 9 号が欧州の銀行セクターに与える影響に関する報告書を 2016 年 11 月に公表した⁵。報告書によると、IFRS 第 9 号の導入によって従来の IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」に基づく引当金から 18%も増加する結果、コモンエクイティ Tier1（CET1）比率は 59 ベーシスポイント（bp）、総自己資本比率は 45bp 低下するという分析結果が示されている。また、IASB のハンス・フーガーホースト議長は、2015 年 9 月に IFRS 第 9 号の導入によって所要資本が約 35%も増えるという推計を示していた⁶。

バーゼル委員会は、自己資本規制上の引当金の取扱いに関して長期的な観点から抜本的な検討を始めようとする段階ではあるが、自己資本規制上の引当金の取扱いに関する規則文書は、発生損失よりも ECL アプローチを支持する立場から、IASB および FASB による ECL アプローチの適用を前に自己資本比率への影響を考慮して経過措置を導入するものである。以下では、バーゼル委員会が公表した規則文書の概要を整理する。

II. 当面の措置の概要

1. 現行の取扱いの維持

現行のバーゼルⅢでは、引当金の自己資本規制上の取扱いは標準的手法と内部格付手法（IRB）とで異なる。標準的手法の下では、一般引当金と個別引当金の区分を認識した上で信用リスク・アセットの 1.25%を上限に Tier2 に一般引当金を考慮することができる。一方、IRB には一般引当金と個別引当金の区別はない。IRB においては、①一般引当金や個別引当金、部分直接償却を含む総適格引当金（total eligible provision）と、②デフォルト確率（PD）×デフォルト時損失率（LGD）×デフォルト時エクスポージャー（EAD）で計測される期待損失（expected loss; EL）を比較した上で、EL が総適格引当金を上回る場合は不足額を CET1 から控除し、EL が総適格引当金を下回る場合には信用リスク・アセットの 0.6%を上限に超過額を Tier2 に算入する扱いとなっている（図表 1）。

特に、一般引当金と個別引当金を区別して取扱う標準的手法については、会計基準においては一般引当金と個別引当金の区分が存在しない中で、各国当局が個々に一般引当金と個別引当金の解釈を行ってきた⁷。その結果、自己資本規制上の一般引当金と個別引当金の取扱いは、各法域間で実務的な差異が生じている。

⁵ EBA, “Report on results from the EBA impact assessment of IFRS 9,” 10 November 2016.

⁶ “IFRS 9 packs bigger punch than Basel changes, say bankers,” *Risk*, 15 June 2016.

⁷ 例えば、バーゼルⅢテキストのパラグラフ 60 は、一般引当金について、「将来すなわち現時点では未確定の損失に備えた引当金または貸倒引当金については、顕在化した損失に対して自由に充当することができるため、Tier2 に含めることが妥当」とし、個別引当金については、「特定の資産または負債の信用状態の悪化に起因した引当金については個別またはグループ化されているかどうかによらず、除外されるべき」と記述するのみであり、現状は、一般引当金と個別引当金に関する詳細な定義はない。

図表 1 自己資本規制上の引当金の現行の取扱い

標準的手法 (SA)		内部格付手法 (IRB)	
分子 (自己資本)		分子 (自己資本)	
一般引当	SAで算出される信用リスク・アセット (RWA) の1.25%を上限にTier2資本に算入可	引当 > 期待損失額 (EL)	IRBで算出される信用リスク・アセット (RWA) の0.6%を上限に差額をTier2資本に算入可
個別引当	勘案しない	引当 < 期待損失額 (EL)	差額を普通株式等Tier1 (CET1) 資本から控除
分母 (リスク・アセット)		分母 (リスク・アセット)	
信用リスク・アセット (RWA) は、エクスポージャーに対してリスク・ウェイト (RW) を乗じて計測 ・一般引当はエクスポージャーに含まれる ・個別引当はエクスポージャーから控除		非期待損失額 (UL) に基づき計測 (引当はその計算基礎となるデフォルト時エクスポージャー (EAD) から控除されない)	

- (注) 1. 自己資本=CET1+その他 Tier1+Tier2
 2. EL は自己資本規制上の EL であって、会計上の ECL とは異なるもの。
 3. IRB において EL と比較される「引当」は、一般引当金と個別引当金を含む適格引当金。
 (出所) 金融庁および日本銀行説明資料より野村資本市場研究所作成

バーゼル委員会が 2016 年 10 月に公表したディスカッション・ペーパーでは、自己資本規制上の引当金の取扱いに係る長期的な政策オプションとして、①現行の取扱いの維持、②一般引当金と個別引当金に関する新たな定義の導入、③標準的手法における規制上の EL の導入という選択肢が示された⁸。すなわち、②もしくは③の選択肢が採用される場合には自己資本規制における引当金の取扱いが変更されることになり、特に、③の選択肢が採用されることになると、IRB と同様に規制上の EL が導入される結果、標準的手法においても一般引当金と個別引当金を区別する必要がなくなる。

もともと、長期的な政策オプションは、バーゼル委員会の今後の検討に委ねられることになっており、現時点で方向性は定かではない。そこで、今般公表された規則文書は、ECL アプローチの適用を前にして、各法域間で引当金あるいは自己資本に関して会計上もしくは監督上の相違が生じ、ECL アプローチの導入が自己資本比率に与える影響に不確実性がある中で、市中協議文書と同様、当面の間は現行の取扱いを維持する方針を明らかにしたものである。

その上でバーゼル委員会としては、各国当局に対して自らの法域の銀行が一貫性をもって適用できるようどのように ECL アプローチに基づく引当金を一般引当金と個別引当金に振分けるかということに関するガイダンスを策定することを推奨する。さらにバーゼル委員会は、それらのガイダンスを収集してバーゼル委員会のメンバー間で共有するとともに、各法域の銀行が規制目的で会計上の引当金をどのように取扱っているかについて市場関係者の認識を促すため、バーゼル委員会が各法域の引当実務の概要を提供することを検討している。

⁸ バーゼル委員会の検討の背景や方向性については、小立敬「自己資本規制上の引当金の取扱いに関するバーゼル委員会の検討と当面の措置」『野村資本市場クォーターリー』2017 年冬号を参照。

2. ECL アプローチの適用に係る経過措置

1) 経過措置の背景

規則文書は、当面の間、引当金の自己資本規制上の取扱いについて現行の取扱いを維持する方針を示しているが、発生損失アプローチから ECL アプローチの変更が自己資本比率に負の影響を与える可能性があることから、その影響を考慮して経過措置を設けている。バーゼル委員会は、経過措置を設ける理由として以下の点を挙げる。

- 自己資本比率への影響は、現在予想されているものよりも相当に重大なものとなり、予想外の自己資本比率の低下をもたらす可能性があること
- バーゼル委員会として、会計上の ECL アプローチとプルーデンスの枠組み（自己資本規制）の恒久的な関係についてどのようにあるべきかについて結論に至っていないこと

バーゼル委員会としては、一般に ECL アプローチへの移行に伴って引当金が全体的に増加し、銀行の自己資本比率が低下することを認識している。また、IFRS を採用している銀行は、US-GAAP を採用している銀行に比べると2年ほど ECL アプローチの適用時期が早いことから、ECL アプローチへの移行に際してよりプレッシャーがかかることも認識している。さらに、従前は IFRS を採用していなかったものの、IFRS 第9号の適用にあわせて IFRS を採用する銀行あるいは法域にも ECL アプローチへの移行の問題が生じることを指摘する。バーゼル委員会は、こうした点を考慮して ECL アプローチへの移行に関する経過措置を設けたとしている。なお、規則文書が定める経過措置は、ECL アプローチへの移行という引当基準が変更になる銀行に対してのみ適用されることを確認している。

2) アプローチの選択

規則文書は、アプローチ A とアプローチ B という2つの経過措置を用意している⁹。各国当局は後述の経過措置に係る原則を踏まえて、いずれかの経過措置を選択しなければならない。なお、規則文書は、いずれのアプローチにおいても移行期間を3年とする事例で説明しているが、それはあくまでも説明のために設定された期間であって、後述のとおり、5年以内という制限の中で経過措置の期間は決定される。

(1) アプローチ A：移行直後の CET1 への影響額をその後の移行期間に割振る方法

ECL アプローチへの移行時に発生する自己資本に与える影響に対処する静的 (static) なアプローチとされる。当該アプローチにおいては、銀行は ECL アプローチ移行直後の CET1 と移行直前の発生損失アプローチに基づく CET1 を比べて引当金増加に伴う

⁹ なお、市中協議文書では2つのアプローチに加えて、移行後の増加率を翌年以降の引当金に乗じて調整するアプローチも提案されていたが、規則文書では増加率に基づいて調整する選択肢はなくなっている。

図表 2 アプローチ A による調整（数値例）

年	CET1調整額
1年目(初日から最終日)	€300 * 3/4 = €225
2年目(初日から最終日)	€300 * 2/4 = €150
3年目(初日から最終日)	€300 * 1/4 = €75
4年目(初日以降)	0

(出所) 規則文書より野村資本市場研究所作成

CET1 の減少額（税効果後）を把握し、その CET1 減少額を経過措置に係る調整額とする。経過措置の期間は、直線法（straight line amortisation）に基づく調整額が CET1 に対して考慮される¹⁰。

例えば、ECL 移行前の引当金が 1,000 ユーロであり、ECL 移行後に 1,350 ユーロに増加する場合は、CET1 の減少額は 350 ユーロ（税効果は無視）となり、標準的手法の下では当該額が経過措置に係る調整額となる。一方、IRB では、ECL 移行前に総適格引当金に対して 50 ユーロの不足が生じていれば調整額は 300 ユーロ（=350-50）となり、総適格引当金に対して超過が発生していれば調整額は 350 ユーロとなる。

ここで、IRB 行において総適格引当金に 50 ユーロの不足が生じている場合を想定し、経過措置の期間を 3 年とすると、アプローチ A に基づく経過措置は、各年の CET1 に直線法に基づく図表 2 の調整額を加えることになる。

(2) アプローチ B: IFRS 第 9 号のステージ 1 およびステージ 2 に係る引当金に対して段階的かつ保守的に認識する方法

アプローチ A と比較すると、経過措置の間、各年における期待信用損失は変化し、ECL 移行時の引当金や自己資本への影響のみを考慮するものではないという点で動的（dynamic）なアプローチとされる。当該アプローチは、IFRS 第 9 号の下で、経過措置期間にわたって ECL アプローチが引当金に与える影響を考慮するものとなっている。

IFRS 第 9 号では、引当金はステージ 1（正常債権）およびステージ 2（要注意債権）、ステージ 3（不良債権）の 3 つに区分される¹¹。当該アプローチでは、ステージ 3 の引当金は現行の IAS 第 39 号の発生損失に基づく引当金と概ね同額との前提を置いた上で、ECL アプローチへの移行によって追加的に生じる引当金は、ステージ 1 および 2 において生じたものと仮定する。当該アプローチにおいては、経過措置の期間、各年のステージ 1 および 2 の引当金に対して ECL 移行に伴う CET1 の減少額を考慮した規制上の引当金を利用することになる。

¹⁰ 直線法とは、例えば経過措置が 3 年の場合、1 年目に調整額の 3/4、2 年目に 2/4、3 年目に 1/4 を乗じて段階的に調整する方法を指す。

¹¹ ステージ 1 の債権は 12 ヶ月間の ECL、ステージ 2 およびステージ 3 の債権は残存期間の ECL を認識する。

図表 3 アプローチ B による調整（数値例）

年	CET1調整額
1年目(初日から最終日)	$(€400-€100) * 3/4 = €225$
2年目(初日から最終日)	$(€460-€100) * 2/4 = €180$
3年目(初日から最終日)	$(€540-€100) * 1/4 = €110$
4年目(初日以降)	0

(出所) 規則文書より野村資本市場研究所作成

例えば、経過措置の期間を3年とし、1年目、2年目、3年目のステージ1および2の引当金がそれぞれ400ユーロ、460ユーロ、540ユーロであり、ECL移行時の引当金の増加が300ユーロとする。IRB行の場合で、総適格引当金への不足額はなく税効果も無視すると、この場合はECL移行時に引当金が300ユーロ増加しているが、IFRS第9号の下での移行後のステージ1および2の引当金は400ユーロであることから、400ユーロのうち100ユーロはIFRS第9号の適用によって増えた分であると想定し、100ユーロを経過措置に係る調整額として捉える。アプローチBに基づく経過措置としては、各年のCET1に対して、直線法に基づく図表3の調整額を加えて調整することになる。

3) 経過措置に関する原則

バーゼル委員会は、各国当局が自らの法域に適用する経過措置を選択する際のハイレベル要件として、以下を定めている。

(1) 参照する資本基準

参照する資本基準としてはCET1が適当である。CET1の調整値は、他の規制資本（例えば、総自己資本）あるいは他の規制基準（例えば、レバレッジ比率または大口エクスポージャー規制）にも適用

(2) 静的アプローチか動的アプローチか

各国当局は経過措置として、ECL移行時に1回のみ影響を計測する静的アプローチか、経過措置期間中の期待信用損失の変化を考慮する動的アプローチかを選択

(3) 経過措置の期間

経過措置の主な目的は、ECLアプローチの導入に伴う負の影響に対して銀行が自己資本を再構築する時間を与えることによって資本ショック（capital shock）を回避することであるため、経過措置期間としては5年以内が妥当

(4) 経過措置の調整および資本への影響

簡素さの観点から直接法による調整が望ましく、ECL アプローチの導入に伴う影響は、経過措置期間において完全に中立化してはならない

(5) 副次的な調整

ECL アプローチの CET1 に対する影響に係る経過措置は、会計上の引当金が直接影響を与える他の規制の枠組みにおける副次的な調整を伴う。各国当局は、バーゼル委員会が認識する副次的な調整を適用するか、適切なより簡素なアプローチを採用すること。バーゼル委員会が認識する副次的な調整は、以下のとおり

- CET1 に対する ECL アプローチの影響を計測する際には税効果を勘案すること
- 将来減算一時差異による繰延税金資産 (DTA) は、経過措置の間、規制上は無視すること。すなわち、当該 DTA を CET1 として考慮しない代わりに、CET1 から控除したり、リスク・ウェイトを乗じないこと
- CET1 から控除されない会計上の引当金の取扱いは、以下のとおり
 - a) 一般引当金または超過引当金の定義を満たしていても Tier2 に算入しないこと
 - b) 標準的手法においては個別引当金の定義を満たしていてもエクスポージャーから減額しないこと
 - c) レバレッジ比率エクスポージャーから減額しないこと

(6) 透明性および開示

各国当局は、採用する経過措置の詳細とそれを採用した理由、さらに監督上のインプリケーションについて公表すること。また、各国当局は、銀行に対して第 3 の柱 (Pillar3) の開示を通じて以下を公表することを求めること

- 経過措置を適用しているかどうか
- 経過措置が適用されない場合の銀行の規制資本およびレバレッジ比率と比較した規制資本およびレバレッジ比率

III. 今後の留意点

今般公表された規則文書は、発生損失アプローチから ECL アプローチに引当基準を変更する IFRS 第 9 号および CECL の適用時期が次第に迫ってくる中、引当基準の変更が自己資本比率に与える影響を踏まえて、当面の間の措置として現行の取扱いを維持するとともに、引当基準の変更の影響を緩和するための経過措置を定めるものである。したがって、規則文書の適用対象は、会計基準として IFRS や US-GAAP を適用する金融機関に限られ、日本の会計基準および金融検査マニュアルに基づいて引当金を計上する金融機関は対象にはならない。

一方、金融検査マニュアルの償却・引当基準は、発生損失をベースに予想損失も取込むかたちにはなっているが、IFRS 第9号のように将来の情報を基に完全なフォワードルッキングで引当金の計上が求められるというわけではない。2009年のピッツバーグ・サミットでは、発生損失に基づく引当金はトゥー・リトル、トゥー・レイトであるという金融危機の教訓を踏まえて、フォワードルッキングな引当金を導入することがG20首脳の間で合意され、そのことがIASBやFASBによるECLアプローチの導入につながっている。こうした点を踏まえると、将来的には、日本でも会計基準の変更もしくは金融検査マニュアルの改訂によってECLアプローチが導入される可能性についてもある程度念頭に置く必要があるのかもしれない。仮に日本でもECLアプローチが導入されることになれば、日本の金融機関についても自己資本比率が低下することになり、規則文書に沿った対応が求められることになる。

さらに留意すべきこととして、2016年10月のディスカッション・ペーパーが示した自己資本規制上の引当金の取扱いに関する長期的な政策オプションについて、バーゼル委員会が今後、検討を行うことが指摘できる。バーゼル委員会の検討の結果として、標準的手法でも一般引当金と個別引当金の区分が撤廃され、規制上のELに基づいて引当金を取扱うことになれば、信用リスクの標準的手法の枠組みが大きく変わることになる。標準的手法に基づいて自己資本比率を計測している金融機関においては、その水準に影響が生じることも想定される。

いずれにしても、日本の金融機関に与える影響という観点から自己資本規制上の引当金の取扱いを捉えると、日本における将来的な引当基準の変更によるECLアプローチの導入の可能性と、バーゼル委員会による自己資本規制上の引当金の取扱いに関する長期的な政策オプションの検討について注意を払っていくことが必要である。

他方、今般の規則文書によって、IFRSおよびUS-GAAPを適用する海外の金融機関には、ECLアプローチの導入に伴う自己資本比率に与える影響が潜在的に大きいことが示唆される。前述のとおり、IFRS 第9号の導入によって所要資本が約35%も増えるという指摘もある。自己資本比率の低下を回避するための規則文書は、アプローチAとアプローチBという2つの経過措置を提示しており、その選択によって自己資本比率に生じる影響は異なることにも留意が必要であろう。なお、IFRSを採用する銀行または法域はアプローチAとアプローチBが選択できるが、US-GAAPを採用する銀行または法域はアプローチAしか採用できない。IFRS 第9号では2018年1月1日以降、CECLでは2020年1月1日以降、ECLアプローチが適用されることになるが、ECLアプローチへの移行後に金融機関の自己資本比率にどのような影響が生じるのかということについて注意を払っていくことも重要だと考えられる。